休日保育のご案内

●対象児童●

市内に住所があり、市内の認可保育所、小規模保育事業所（よつぎっ子えん西、よつぎっ子えん東及び家庭保育室ひまわりに限る。）又は認定こども園（多摩川幼稚園に限る。）に通園している児童（１号児は除きます。）で、保護者の就労等により日曜・祝日に保育が必要な方（著しく心身に障がいがある児童や、疾病により療養中の児童は除きます。）

※　既に提出している就労証明書で日曜・祝日も勤務することが確認できれば、添付書類は不要ですが、確認できない場合は、別紙『休日勤務証明書』が必要となりますので、あらかじめご準備ください。

●実施日●

日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日（元日は除きます。）

●受入時間●

午前８時から午後６時までとなります。保育短時間認定を受けている方については、通常の保育時間が午前８時半から午後４時半となり、その時間帯を超えて利用する場合は、別途、延長保育料がかかります。その場合は、当日園にお支払いください。

●実施施設●

あきる野市上代継３００番地　　西秋留保育園　　電話：０４２－５５８－１１０５

●その他●

・冠婚葬祭では利用できません。ショートステイやファミリーサポートをご利用ください（問い合わせ先：こども家庭センター）。

・お子様の負担軽減のため、必ず１週間に１日以上は、登園しない日を設けてください。

（利用手順等は、裏面をご覧ください。）

●利用手順●

1　【初回利用児童の場合】

①　まず、保育課保育係に電話でご相談ください。既に提出されている就労証明書で、ご利用できる要件があるかどうかを確認させていただきます。

②　既に提出されている就労証明書で要件の確認ができない場合は、「休日勤務証明書」の提出が必要となりますので、保育課窓口にご提出をお願いします。

※　郵送による提出も可能ですが、郵送された場合は、到着が確認でき次第、保育課から連絡しますので、その後に③の手順に進んでください。

③　西秋留保育園に直接連絡し、面談の日程を調整するのに加えて、利用希望日の利用可否の確認をお願いします。

④　面談の終了後、利用希望日の前月１５日までに、申請書入力フォームへの入力をお願いします。

※申請後、希望日の追加や日時の変更を希望する場合には、直接申請せず、まず保育課に直接ご連絡ください（前月１５日まで）。

【２回目以降の利用児童の場合】

利用希望日の前月１５日までに、直接申請書入力フォームに入力をお願いします（保育課窓口で申請も可）。

※　前回の利用から長期間経過している等、園でお子様の状況を確認する必要がある場合には、園から直接ご連絡させていただくことがあります。

（申請書入力フォームURL，QRコード：　https://logoform.jp/f/l44kf）

2　利用希望日の前月１５日以降に利用可否を確認し、決定通知書を送付いたします。

※　受入枠に限度があるため、ご利用できない場合があります。

●注意事項●

・申請した後で休日保育を利用する必要がなくなったときは、原則、利用日の１０日前までに保育課保育係と西秋留保育園にご連絡ください。

・利用日当日にキャンセルされる場合は、できる限り午前７時までに、次の夜間専用電話にご連絡ください。

夜間は、専用電話へ　０９０－８７４３－０１８１（前日の午後6時以降）

・前月１５日を過ぎての利用希望のご相談は、利用希望日の１０日前までとなります。なお、日程によりご利用できない場合もあります。

・給食はないので、ミルク・お弁当・水筒・おやつを持参してください。

問い合わせ先
あきる野市役所　保育課保育係　電話：042-558-1111
（内線：２６５１）